入札公告
(事後審査方式)(入札説明書を兼ねる)

補助公共　砂防メンテナンス事業(砂防)に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。)第167条の６第１項の規定により公告します。

本件は、自治令第167条の５の２第１項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を定めるとともに、入札参加資格の審査を開札後に行うものです。

また、フレックス工期による契約方式の実施対象工事であるので、落札者は工事開始期限日以前の任意の日を契約工期の始期日、契約工期の始期日から工事完成期限日までの間の任意の日を契約工期の終期日に設定し、契約工期とすることができる。

令和８年８月２８日

群馬県

契約担当者　群馬県沼田土木事務所長　土井　純

記

１　担当部局

(１)電子入札の執行に関すること

〒３７８－００３１　沼田市薄根町４４１２

群馬県沼田土木事務所総務係　　電話０２７８－２４－５５１１

(２)事務的事項及び技術的事項に関すること

〒３７８－００３１　沼田市薄根町４４１２

群馬県沼田土木事務所

総務係（事務的事項）　電話０２７８－２４－５５１１

工務第一係（技術的事項）　電話０２７８－２４－５５１１

２　工事の内容

(１)工事名

補助公共　砂防メンテナンス事業(砂防)

(２)工事場所

片品川支川　上之沢　沼田市利根町小松 地先

(３)工事概要

砂防堰堤補修工（土木一式工事）
腹付Co V=457.4m3
間詰Co V=97.4m3

(４)工事詳細

別冊図面及び仕様書のとおり

(５)工期

着工　令和８年１２月２４日（木）　～　完成　令和９年３月３１日（水）

本工事はフレックス工期による契約方式の対象工事である。工事開始期限日は令和８年１２月２５日とし、工事完成期限日は令和９年３月３１日である。

なお、本契約の工期は、発注者積算の標準工期が確保されていないことから、契約締結後、建設工事請負契約約款に基づき、適切な工期での契約変更に向け、受注者と発注者で協議する。

３　入札参加形態

単体による参加

４　入札参加資格

この公告の日から開札の日までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

（１）自治令第167条の４第１項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

（２）群馬県財務規則第170条第２項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。

（３）群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱第２条第２項に規定する指名停止を受けていない者であること。

なお、（２）及び（３）において営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者が入札参加制限又は指名停止措置等を受けているときは、それらの措置を引き継ぐ。

（４）群馬県建設工事請負業者選定要領（以下「選定要領」という。）第10条第１項に規定する建設工事入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載された者であること。

（５）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務を履行している者であること。（当該届出の義務がない者を除く。）

（６）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てを行っている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てを行っている者にあっては、手続開始決定後に資格者名簿に登載された者であること。

（７）この工事に係る設計業務等の受託者でないこと又は当該受託者と資本関係又は人的関係がない者であること。

（８）この入札に参加する者が次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。なお、辞退者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、群馬県競争入札心得第７条第１項に抵触しない。

①資本関係

ア　親会社（会社法施行規則第３条第３項の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法施行規則第３条第３項の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にあること。（子会社又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更正会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が継続中である会社を除く。以下同じ。）

イ　親会社が同じであり、双方が子会社の関係にあること。

②人的関係

ア　一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が更生会社または再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ｱ)株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

・会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

・会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

・会社法第２条第１５号に規定する社外取締役

・会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(ｲ)会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ｳ)会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(ｴ)組合の理事

(ｵ)その他業務を執行する者であって、（ア）から（エ）までに掲げる者に準ずる者

イ　一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により専任された管財人を現に兼ねていること。

③その他入札の適正さが阻害されると認められるとき。

①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められるとき。

(９)群馬県の令和８・９年度建設工事入札参加資格者名簿における土木一式工事の総合数値が１０００点以上の者であること。

~~(10)建設業法に基づく土木一式工事について、特定建設業の許可を受けている者であること。~~

~~(11)この公告の工事と同種の工事を、を群馬県内で施工した実績を有する者であること。ただし、次に掲げるア又はイの要件、ウ～オの要件のそれぞれいずれかを満たすこと。~~

~~ア　元請として施工し、平成２８年４月１日から令和８年３月３１日までに完成引渡しを完了していること。~~

~~イ　共同企業体の構成員にあっては、出資比率が20%以上のものに限る。~~

~~ウ　公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第２条第２項に規定する国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した建設工事であること。~~

~~エ　国、特殊法人等又は地方公共団体が事業主体となって委託発注した工事であること。~~

~~オ　地方公共団体が設立した地方道路公社が発注した工事又は委託発注した工事であること。~~

(12)この公告の工事に対応する許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を工事期間中配置できること。ただし､次に掲げる要件を満たすこと。

~~ア　一級土木施工管理技士の資格を有する者であること。~~

イ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ウ　入札参加資格の確認申請前において、３か月以上継続して雇用している者であること。または、「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取り扱い等について」（国不建技第２９１号　令和６年３月２６日付け国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知）の要件を満たした者であること。

~~エ　平成２８年４月１日から令和８年３月３１日までに完成引渡しを完了した、この公告の工事と同種の工事であるの経験を有する者であること。~~

(13)沼田土木事務所管内に、建設業法に基づき設置された本店があること。

５　設計業務等の受託者

(１)この公告における｢この工事に係る設計業務等の受託者｣とは、次に掲げる者である。

（株）冨永調査事務所

(２)この公告における｢当該受託者と資本関係又は人的関係がない者｣とは、（株）冨永調査事務所が行った群馬県調査・測量・コンサルタント等入札参加資格申請における関連建設業者報告書に記載がない建設業者をいう。

６　入札参加資格確認申請書(以下｢申請書｣という。)及び入札参加資格確認資料(以下｢資料｣という。)

（1）申請書及び資料は、令和８年８月２８日午前９時から令和８年９月９日午後３時までに、ぐんま電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)により提出すること。

URL:https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/

（2）申請書及び資料を提出した者には電子入札システムにより入札参加資格確認通知書を交付するが、この公告における入札参加資格を認定するものではない。

（3）電子入札システムによる提出が不可能な者は、契約担当者と協議すること。

（4）提出書類

ア　入札参加資格確認申請書(別記様式１)

イ　経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書の写し

~~ウ　同種の工事の施工実績(別記様式２)~~

~~この公告における入札参加資格を確認できる工事の施工実績１件以上を記載すること。~~

~~エ　監理技術者等の資格・工事経験(別記様式３)~~

~~ア)この公告における入札参加資格を確認できる配置予定技術者の資格、同種の工事の工事経験１件及び申請時における他工事の従事状況等を記載すること。~~

~~イ)配置予定技術者を一人に特定できないときは、複数の候補技術者の資格、同種の工事の工事経験１件及び申請時における他工事の従事状況等を記載すること。~~

~~オ　ウ及びエを補足するための資料~~

~~カ　工事請負契約書の写し~~

~~一般財団法人日本建設情報総合センターが行うコリンズ(工事実績情報サービス)にウ及びエに記載する工事を登録していないときに提出すること。~~

（5）配置予定技術者

~~ア　同一の技術者の配置を予定する他の工事を落札したときは、電子入札システムにより入札辞退届を提出すること。~~

イ　他の工事を落札したことにより技術者を配置することができないにもかかわらず、入札したときは指名停止を行うことがある。

~~ウ　配置技術者を一人に特定できないときは、複数の技術者の配置を予定することができる。~~

（6）申請書及び資料は、提出期限日以降の差し替え及び再提出は認めない。

（7）入札参加資格の審査において疑義が生じたときは、申請書又は資料の再提出を求めることがある。

（8）申請書及び資料は返却しない。

7　入札参加資格がないと認めた理由

（1）入札参加資格がないと認められた者は、群馬県に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（別記様式４）により説明を求めることができる。

ア　提出期間　通知を行った日の翌日から起算して5日（群馬県の休日を定める条例第1条に規定する県の機関の休日を含まない。）以内

午前9時から午後3時まで

ただし、土曜日、日曜日、祝祭日・閉庁日及び正午から午後1時までの時間を除く。

イ　提出場所　群馬県沼田土木事務所総務係

（2）説明を求められたときは、申し立て受付最終日の翌日から起算して5日（群馬県の休日を定める条例第1条に規定する県の機関の休日を含まない。）以内に説明を求めた者に対して書面（別記様式５）により回答する。

8　別冊図面、仕様書以外の詳細図面、仕様書(金額抜き設計書)及び現場説明書(以下「設計図書等」という。)

（1）設計図書等は、令和８年８月２８日（金）から令和８年９月２８日（月）まで電子入札システムにより閲覧できる。

（2）設計図書等に係る質問は、電子入札システムに別記様式６（以下「質問・回答書」という。）を登録した上で令和８年８月２８日（金）から令和８年９月９日（水）までの午前９時から午後３時までに群馬県沼田土木事務所総務係に連絡すること。ただし、土曜日、日曜日及び祝日・閉庁日並びに平日の正午から午後１時までを除く。

（3）設計図書等に係る質問があったときは、令和８年９月１４日（月）までに質問・回答書により回答する。

（4）設計図書等に係る質問の回答は、令和８年８月２８日（金）から令和８年９月２８日（月）まで電子入札システムにより閲覧できる。

9　現場説明会

行わない。

10　入札方法等

（1）この入札は、電子入札システムにより行う。

（2）入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（3）入札書の引き換え又は変更は認めない。

（4）入札執行回数は原則として２回までとする。

11　入札手続等

（1）入札開始日時

令和８年９月１７日（木）　午前９時

（2）入札書及び工事費内訳書提出締切日時

令和８年９月２８日（月）　午後３時

（3）工事費内訳書開封予定日時

令和８年９月２８日（月）　午後３時

（4）開札予定日時

令和８年９月２９日（火）　午前９時

12　入札保証金

免除

13　契約保証

契約保証については、次のなかから受注者が選択するものとする。

（1）契約保証金の納付

（2）金銭保証人（金融機関又は保証事業会社の保証）

（3）履行保証保険

（4）公共工事履行保証証券による保証（付保割合１０％以上）

（5）利付国債もしくは地方債

14　工事費内訳書

（1）入札参加者は、第１回目の入札に際し、自己の見積金額にかかわらず工事費内訳書を提出すること。

（２）入札参加者は、契約担当者が電子入札システムに添付した「工事費内訳書の作成例及び工事費内訳書の提出における留意点について」を確認のうえ、同システムに併せて添付した工事費内訳書の所要欄に入力し、契約担当者が指定する日時までにエクセルファイルにより提出すること。

（３）工事費内訳書における工事価格は入札金額と一致すること。

（４）工事費内訳書は返却しない。

15　開札

（１）開札は入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

（２）入札者又はその代理人から要求があったときは、立ち会いを認める。

16　入札の無効

（１）入札参加資格がない者が行った入札

（２）入札に係る不正行為を行った者による入札

（３）虚偽の申請書又は資料を提出した者が行った入札

（４）同一の者が行った複数の入札

（５）ＩＣカードの不正使用により行った入札

（６）工事費内訳書を提出しない者が行った入札

（７）工事費内訳書における工事価格と入札金額が一致しないとき

（８）落札候補者が開札から落札決定までの間に指名停止となったとき

（９）その他入札に関する条件に違反したとき

(10)無効の入札を行った者を落札者としていたときは、落札決定を取り消す。

~~17　一抜け方式の採用~~

~~本工事は同種工事に係る入札で同時発注を行うことから、あらかじめ落札決定順位を定め、落札決定順位上位の工事から落札者を決定する一抜け方式を採用する。~~

~~落札者となった者の当該落札者決定順位の次順位以降の工事の入札書は無効とする。~~

18　落札者の決定方法

（１）群馬県財務規則第１６９条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とする。

（2）落札候補者が二者以上いるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

（3）この入札は最低制限価格を設ける。最低制限価格を下回る入札をした者は失格とする。

（4）落札候補者がこの工事を施工する能力がないと認められるとき又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあり、著しく不適正であると認められるときは、有効な入札を行った最低価格が次順位以降の者を落札候補者とする。

（5）落札者を決定したときは、電子入札システムにより通知する。

（6）この入札の審査結果は、電子入札システムにより公表する。

19　工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認める時は、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請け負い契約を締結するまでに、契約担当者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること（別記様式７）。

20　工事請負契約書

建設工事請負契約書(群馬県建設工事執行規程別記様式第６号)により作成すること。

21　支払条件

（1）前払金

請負代金の40％以内

（2）中間前払金

１回

（3）部分払の回数

３回以内（請負代金が1,000万円を超えるもの）

中間前金払の支払を受けた場合は、この回数を１回減じる。

（4）支払条件の詳細は、県発注工事に係る中間前金払制度に関する取扱いによる。

22　火災保険を付することの要否

否

23　この工事に密接な関連がある他の工事

この工事の落札者と随意契約を締結する予定なし

24　審査請求

（1）入札参加資格の申請を行った者のうち、契約担当者から入札参加資格がないと認められた者は、群馬県知事に対して審査請求を行うことができる。

（2）審査請求先は、群馬県沼田土木事務所総務係とする。

25 建設工事に関する諸規程

建設工事に関する諸規程は、群馬県ホームページにおいて閲覧できる。

ＵＲＬ：https://www.pref.gunma.jp/site/nyuusatsu/10974.html

26　労務費ダンピング調査

対象

27 その他

（1）入札参加者は群馬県競争入札心得を遵守すること。

（2）虚偽の申請書及び資料を提出した者には、指名停止を行うことがある。

（3）契約担当者は、落札者が監理技術者等を適正に配置しないときは契約を締結しないことがある。

（4）この説明書は、本件に係る手続以外の目的に使用してはならない。

（５）資料の作成及び提出に係る費用は入札参加者の負担とする。

（６）落札者は、この公告で指定した工事開始期限日以前において契約工期の始期日、契約工期の始期日から工事完成期限日までの間において契約工期の終期日を自由に設定することができる。

（７）落札者が工事開始期限日以前において契約工期の始期日を設定したときは、工事請負契約を締結したときから契約工期の始期日の前日までの期間における現場代理人及び監理技術者又は主任技術者の配置を求めない。

（８）契約締結日から契約工期の始期日の前日までの現場管理は、契約担当者の責任において行うこととし、受注者は資材の搬入及び仮設物の設置等を行ってはならない。

~~（９）この工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるＶＥ方式の試行工事である。~~

~~(10)受注者は、契約締結後において設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について契約担当者に提案することができる。~~

~~(11)契約担当者は、提案を適正と認めたときは設計図書を変更するとともに、必要があると認めたときは請負代金額の変更を行う。詳細は特記仕様書による。~~